

『日本書紀』 神代卷の構成

松 本 直 樹

令和元年度秋季大会シンポジウムにおける基調講演の記録である。神代卷の構成、とりわけ「一書」という異伝記載の意味については、これまでも著書・論文等^①で私見を述べてきたが、本稿では垂仁紀（卷六）および『先代旧事本紀』における神代卷とは別の形による異伝（諸伝）記載のあり方を確認しつつ、改めて神代卷の構成について考察するものである。

一 垂仁紀（卷六）における異伝記載の方法

『日本書紀』には、神代卷に比べて少ないながらも、卷三以降の歴代天皇紀にも「一云」で始まる異伝が存在する。本稿では垂仁紀の二つの「一云」記事に注目する。

(1) 任那の使者の来朝と帰国

最初に任那からの使者の来朝から帰国に纏わる記事である。本文では、

・ 崇神六十五年…秋七月に、任那国、蘇那曷叱知を遣して朝貢らしむ^②。

・ 垂仁二年…是の歳に、任那人蘇那曷叱智請さく「国に帰りなむ」とまをす。蓋し先皇の世に来朝して未だ還らざるか。故、敦く蘇那曷叱智に賞し、仍りて赤絹一百匹を齎たせて任那王に賜ふ。然るに、新羅人道に遮へて奪ふ。其の二つの国の怨、始めて是の時に起る。

と、蘇那曷叱知が崇神朝に来朝し、垂仁朝に帰国したこと、および帰国の際に天皇から授かった赤絹をめぐる任那と新羅の抗争が始まったことを編年体で記している。もちろん両記事が連続して記載されている訳ではなく、その間に本件とは別の出来事が年月日順に記されている。そして、

垂仁二年の記事に続いて次のような「一云」が採録されている。

一に云はく、御間城天皇（崇神）の世に、額に角有る人、一船に乗りて越国の箭飯浦に泊れり。故、其処を号けて角鹿と曰ふ。問ひて曰く「何の国の人ぞ」といふ。対へて曰さく「意富加羅国の王之子、名は都怒我阿羅斯等、亦の名は宇斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。伝に、日本国に聖皇有すと聞りて帰化す。穴門に致る時に……北海より廻りて出雲国を経て此間に至れり」とまをす。是の時に、天皇の崩りたまふに遭ひ、便ち留りて活目天皇（垂仁）に仕へて三年に逮る。天皇、都怒我阿羅斯等に問ひて曰はく「汝が国に帰らむと欲ふや」とのたまふ。対へて諮さく「甚く望めり」とまをす。天皇、阿羅斯等に詔して曰はく「汝、道に迷はずして必ず速く詣らましかば、先皇に遭ひて仕へたてまつらましを。是を以ちて、汝が本国の名を改めて、追ひて御間城天皇の御名を負ひて、便ち汝が国の名とせよ」とのたまふ。仍りて赤織絹を以ちて阿羅斯等に給ひ、本土に返しつかはしたまふ。故、其の国を号けて弥摩那国と謂ふは、其れ是の縁なり。是に阿羅斯等、給はれる赤絹を以ちて、己が国の郡府に蔵む。新羅人聞きて、兵を起して至り、皆其の赤絹を奪ふ。是、二

国の相怨むる始なりといふ。

一に云はく、初め都怒我阿羅斯等、国に有りし時に、黄牛に田器を負せて田舎に将往く。……（阿羅斯等が黄牛の対価として得た祭神＝白石が童女と化して日本に渡り、難波の比売基曾社、豊前の比売語曾社の神となる。都怒我阿羅斯等はそれを追つて来朝）

まず、来朝した人物の名前が、都怒我阿羅斯等となつていて本文と相違がある。その都怒我阿羅斯等について、まず崇神朝に来朝し、垂仁に仕えた後に、本国に帰還することが続けて述べられ、それに関連する形で任那の国号の起源と、赤絹をめぐる新羅と任那との抗争の起源が記される。さらに都怒我阿羅斯等に纏わる本国でのエピソードと、来朝の目的についての異伝が添えられている。崇神六十五年条、垂仁二年条の各本文の後に、来朝した人物名や任那と新羅の抗争の由来についての異伝を記すのではなく、「都怒我阿羅斯等の伝記」をテーマとした「紀伝体」で異伝が掲載されている。

(2)天照大神と倭大国魂神（倭大神）の祭祀

次にアマテラス等の祭祀についての記事である。本文から関連する記事を抜き出す。

・崇神六年：是より先に天照大神・倭大国魂二神を並び

に天皇の大殿の内に祭る。然るに其の神の勢を畏り、共に住みたまふこと安からず。故、天照大神を以ちて豊鍬入姫命に託け、倭の笠縫邑に祭り、仍りて磯堅城の神籬を立つ。(割注略)亦、日本大国魂神を以ちて淳名城入姫命に託け祭らしむ。然るに淳名城入姫、髮落ち、体瘦せて祭ること能はず。

・崇神七年八月：倭迹速神浅茅原目妙姫・穗積臣が遠祖大水口宿禰・伊勢麻績君三人、共に同じ夢みて奏して言さく「昨夜の夢に一貴人有り。誨へて曰く『大田田根子命を以ちて大物主神を祭る主と為し、亦、市磯長尾市を以ちて倭大国魂神を祭る主と為せば、必ず天下太平ぎなむ』といふ」とまをす。……

・崇神七年十一月：伊香色雄に命せて、物部八十手が作れる祭神之物を以ちて、即ち大田田根子を以ちて大物主大神を祭る主とし、又、長尾市を以ちて倭大国魂神を祭る主としたまふ。……

・垂仁二十五年三月：天照大神を豊稻入姫命より離ちまつり、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮め坐させむ処を求めて、菟田の笹幡に詣り(笹、此には佐佐と云ふ)、更に還りて近江国に入り、東のかた美濃を廻り、伊勢国に到る。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰はく「是の神風の伊勢国は、則ち常世の浪の重

浪帰する国なり。傍国の可怜国なり。是の国に居らむと欲ふ」とのたまふ。故、大神の教の随に、其の祠を伊勢国に立て、因りて斎宮を五十鈴川の上に興てたまふ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始めて天より降ります処なり。

崇神六年にアマテラスとヤマトオホクニタマを分祀することになり、アマテラスをトヨスキイリヒメに託け、ヤマトオホクニタマをヌナキノイリヒメに託けるが、ヌナキノイリヒメは身体に異常をきたして祭祀に失敗する。ついで、崇神七年八月に、大水口宿禰らの夢に「ヤマトオホクニタマを長尾市に託すべし」との託宣があり、それにもとづき、崇神七年十一月にヤマトオホクニタマを長尾市に託けて祭祀したことが記されている。

続いて、垂仁二十五年三月条には、アマテラスをトヨスキイリヒメからヤマトヒメに移し、伊勢に祭祀することが記され、そのアマテラスの伊勢鎮座に関する異伝として次のような「一云」が掲載されている。

一に云はく、天皇、倭姫命を以ちて、御杖として天照大神に貢奉りたまふ。是を以ちて、倭姫命、天照大神を以ちて磯城の厳櫃の本に鎮め坐せて祠る。然して後に、神の誨の随に、丁巳年(垂仁二十六年)の冬十月の甲子を取りて、伊勢国の渡遇宮に遷しまつる。是の

時に、倭大神、穗積臣が遠祖大水口宿禰に著りて、誨へて曰はく「太初の時に、期りて曰はく『天照大神は悉に天原を治らさむ。皇御孫尊は専ら葦原中国の八十魂神を治らさむ。我は親ら大地官を治らさむ』とのたまふ。言已に訖りぬ。然るに先皇御間城天皇（崇神）、神祇を祭祀りたまふと雖も、微細しくは其の源根を探りたまはずして、粗に枝葉に留めたまへり。故、其の天皇、命短くましましき。是を以ちて、今し汝御孫尊、先皇の及かざりしことを悔いて、慎み祭祀りたまはば、汝尊の寿命延長く、復た天下太平ならむ」とのたまふ。時に天皇、是の言を聞しめして、則ち中臣連が祖探湯主に仰せて、誰人を以ちて倭大神を祭祀しめむとトへしめたまふ。則ち、淳名城稚姫命、トに食へり。因りて、淳名城稚姫命を命せて、神地を穴磯邑に定め、大市の長岡岬に祠らしめたまふ。然るを是の淳名城稚姫命、既に身体悉くに瘦せ弱りて、祭ること能はず。是を以ちて、大倭直が祖長尾市宿禰に命せて祭祀しめたまふといふ。

アマテラスをヤマトヒメに託けて、垂仁二十六年十月に伊勢に祭祀するとなつていて、本文と一年七カ月の差異があり、また伊勢への経路も違う形の異伝である。続いて、ヤマトオホカミの祭祀に話が移る。大水口宿禰を介したヤ

マトオホカミの託宣は、アマテラスのこと、皇孫・天皇のこと、ヤマトオホカミ自身のことを神代から述べていて、当該伝承のテーマに相当する内容になっている。垂仁は託宣に従い、まずヤマトオホカミをヌナキノワカヒメに託ける。本文とは人物名が異なるが、ヒメは身体に異常をきたして祭祀に失敗、後にヤマトオホカミを長尾市に託けて祭祀するとある。

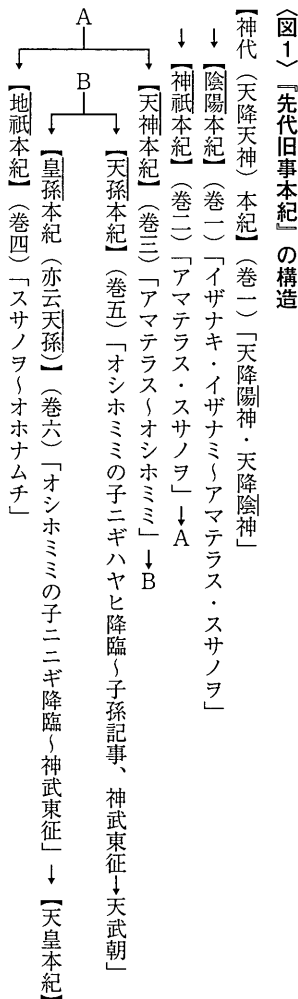
本文の該当箇所ごと、つまり「ヒメが身体に不調をきたし、ヤマトオホカミの祭祀が失敗すること」「ナガオチによる再試行」「同神の祭祀」等につき、その一々の本文の後に異伝を記さず、「天照大神と倭大神の祭祀」をテーマにした「紀伝体」の異伝掲載である。

以上、垂仁紀に置かれた二つの「一云」から、テーマごとの「紀伝体」の伝承を掲載する異伝掲載の方法があつたことを確認した。

二 『先代旧事本紀』における諸伝記載の方法

次に『先代旧事本紀』の構成を取り上げたい。言うまでもなく同書は『古事記』『日本書紀』の諸伝を切り貼りし、『古語拾遺』の記事をも取り入れ、その上に、分量的には僅かな独自記事を織り込んで成っている。本文と異伝という体裁にもなっていないが、諸伝を載せるという点で言え

ば、『日本書紀』神代巻と共通する面があると言える。紙幅の都合から、詳細は別稿^③に譲ることとし、現段階での筆者の到達点を箇条書きで示しておく。



三 神代卷における本文と一書の関係

垂仁紀の「一云」のような「紀伝体」による異伝記載の方法があり、また『先代旧事本紀』のような「系統史」のための諸伝記載（エピソード集）の方法があった。しかし『日本書紀』神代卷は、一書も含めて、例えば「スサノヲの一代記」や「イザナキに関するエピソード集」にはなっていない。

最初に結論を示せば、『日本書紀』神代卷が本文を十一の段に区分し、段ごとに異伝を列記するのは、複数の系統の〈建国神話〉を切り接ぎしながら「通史」としての本文を設定するためであつたと考えられる。そして、その区分の基準は、大まかなものではあるが、次のような「時代」や二世代以内を原則とする「世代」だったのではないか。第九段ではオシホミミも登場するが、『古事記』とは違い、冒頭からニニギが降臨神と定められている。

第一段：天地未割↓造化神／第二段：神世七代／
第四段：イザナキ・イザナミ↓大八洲国／第五段：イザナキ・イザナミ↓日神（アマテラス）・スサノヲ／
第六段：アマテラス・スサノヲ↓オシホミミ／第七段：アマテラス／第八段：スサノヲ↓オホナムチ／第九段：（オシホミミ↓）ニニギ↓ホホデミ／第十段：ホ

ホデミ↓ウガヤフキアヘズ／第十一段：ウガヤフキアヘズ↓カムヤマトイハレビコ

では、神代卷の本文と一書群の関係性について考える。まず基本的なところを確認する。

神代卷が「本文中心主義」であることは間違いない。吉田兼俱『日本書紀神代卷抄』に「流通ノ本ニハ一書ヲ如^レ注ニ書之。吾祖兼延曰、此一書ハ天上・地下・海中ノ神^レ之語也。与正文不可優劣。：故ニ家本ニハ一字サゲテ大字ニ書之」とあることによつても、古本系諸本における小書の一書の形が原型であつたことが知られ、本文と一書との間には格差があつた。そもそも段により数の異なる一書を、段を越えて繋ぐ読み方は求められていない。

次に、これも当然のことであるが、本文と一書群は内容的に両立し得ない。例えば、第五段で、日神オホヒルメ^ニアマテラスやスサノヲの誕生について、三通りの伝承があり、一書第一や一書第六の存在は、本文の絶対化に反している。

いっぽうで本文にとって必要な一書があるのも事実である。その例を具体的に確認する。

(1) 第八段から第九段へ

第八段本文

(素戔鳴尊・奇稻田姫) 乃ち相与に遵合して、児大己貴神を生みたまふ。因りて勅して曰はく「吾が児の宮の首は脚摩乳・手摩乳なり」とのたまふ。故、号を二神に賜ひて、稻田宮主神と曰ふ。已にして素戔鳴尊、遂に根国に就でます。

【第二段一書第四】一書に曰く、天地初めて判れしときに、始めに俱に生れる神有り。国常立尊と号す。次に国狭槌尊。又曰く、高天原に生れる神、名けて天御中主尊と曰す。次に高皇産靈尊。次に神皇産靈尊。

【第八段一書第六】一書に曰く、大国主神、亦是大物主神と名し、亦是国作大己貴命と号し、亦是葦原醜男と曰し、亦是八千戈神と曰し、亦是大国玉神と曰し、亦是額国玉神と曰す。…大己貴命、少彦名命と力を戮せ、心を一にして、天下を経営り、復た額見蒼生と畜産との為は、其の病を療むる方を定め、又、鳥獸・昆虫の災異を攘はむが為は、其の禁厭の法を定めき。是を以ちて、百姓今に至るまでに感恩頼を蒙れり。…自後に、国の中に未だ成らざる所は、大己貴神、独り能く巡り造りたまひ、遂に出雲国に到りたまふ。…初め大己貴神の国を平けたまふに、出雲国の五十狭狭の小汀に行き到りまして、且当に飲食したまはむとしき。是の時に、海上に忽ちに人の声有り。乃ち驚きて

求むるに都て見ゆる無し。頃時ありて、一箇の小男有り、白麁の皮を以ちて舟に為り、鷓鴣の羽を以ちて衣に為り、潮水の随に以ちて浮び到る。大己貴神、即ち取りて掌中に置きて翫びたまへば、跳りて其の頬を齧む。乃ち其の物色を怪しび、使を遣し、天神に白したまふ。時に高皇産靈尊、聞しめして曰はく「吾が産める児、凡て一千五百座有り。其の中に一児最悪しく、教養に順はず。指間より漏き墮ちしは、必ず彼ならむ。愛みて養すべし」とのたまふ。此即ち少彦名命、是なり。

第九段本文

天照大神の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇産靈尊の女、栲幡千千姫を娶り、天津彦彦火瓊杵尊を生みたまふ。故、皇相高皇産靈尊、特に憐愛を鍾めて崇養したまふ。遂に皇孫天津彦彦火瓊杵尊を立てて、葦原中国の主とせむと欲す。然れども彼の地に、多に螢火なす光る神と蠅声なす邪神と有り。復、草木威能く言語有り。故、高皇産靈尊、八十諸神を召集へて、問ひて曰はく「吾、葦原中国の邪鬼を撥ひ平けしめむと欲ふ。誰を遣さば宜けむ。惟、爾諸神、知れらむをな隠しそ」とのたまふ。僉曰く「天穗日命、是神の饑なり。試みたまはざるべけむや」とまをす。是に衆の言に俯順ひ、則ち天穗日命を以ちて往き平けしめたま

ふ。然れども此の神、大己貴神に倂り媚び、三年に比及るまでに尚し報聞さず。……故、高皇產靈尊、更に諸神を会へ、遣はすべき者を問ひたまふ。僉曰さく「天国玉の子天稚彦、是壯士なり。試みたまへ」とまをす。是に高皇產靈尊、天稚彦に天鹿兒弓と天羽羽矢とを賜ひて遣したまふ。此の神も忠誠ならず。来りて即ち顯國玉の女子下照姫を娶り（亦の名は高姫といひ、亦の名は稚國玉といふ）、因りて留まりて曰く「吾も葦原中国を馭らむと欲ふ」といひ、遂に復命さず。……二神（経津主神・武甕槌神）是に出雲国の五十田狭の小汀に降到り、則ち十握劍を抜き、倒に地に植ゑ、其の鋒端に踞みて、大己貴神に問ひて曰はく「高皇產靈尊、皇孫を降し、此の地に君臨はむと欲す。故、先づ二神を遣して、驅除ひ平定めしむ。汝が意は何如に。避けまつるべきや不や」とのたまふ。……大己貴神、則ち其の子の辞を以ちて二神に白して曰さく「我が怙めりし子、既に避去りまつりぬ。故、吾も避けまつらむ……」時に高皇產靈尊、真床追衾を以ちて、皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊に覆ひて降りまさしむ。

本文は第八段から第九段にかけて、矢印のとおりに続くが、その間に、いくつかの一書の情報が必要になるといふ形で示したものである。第八段本文は、スサノヲの子とし

てオホナムチが誕生したところで終わり、それが第九段になると、いつのまにか、オホナムチが、葦原中国の支配者となっており、高天原からの使者は、当り前のように、オホナムチのもとを訪れ、オホナムチに媚び付き、またオホナムチと国譲りの交渉をする。支配者としてのオホナムチの立場を根拠ないものと理解すると、根拠のない支配者から国譲りを受けた皇孫側の権利も不確実なものになってしまう。また第九段本文では、葦原中国の平定から皇孫の降臨まで、一切をタカミムスヒが指揮するが、タカミムスヒは本文ではここが初出で、なぜ、同神が「尊」号を以て、「皇祖」になつて働くのか理解が及ばない。さらに、アメワカヒコが、ウツシクニダマの娘を妻にして、葦原中国の支配を企むことが記されるが、ウツシクニダマは本文初出で、いったい誰なのか分からない。

そこに、いくつかの一書の情報があると、ある程度、理解することが可能になる。第一段の一書第四には『古事記』の冒頭とほぼ同じ内容が記されており、天地創成の直後に、タカミムスヒが「尊」号をもつた所謂造化神として誕生している。そこには第一段本文には無い「高天原」といふ世界も記されている。そのタカミムスヒは、第八段の一書第六で「天神」として位置づけられている。

つぎにオホナムチだが、第八段の一書第六では、「大国

主神」として国の支配と国作りをしたと記されており、その神の「亦の名」にウツシクニダマという名前が見える。

これらの一書の情報が頭の中に入っていれば、第九段でのオホナムチの支配権や、タカミムスヒの地位、さらには、叛逆者アメワカヒコがウツシクニダマの娘を娶ることがいわずに政略結婚であったことなどが理解可能になる。

(2) 第九段から神武紀へ

第九段本文

皇祖高皇產靈尊、特に憐愛を鍾めて崇養したまふ。遂に皇孫天津彦火瓊杵尊を立てて、葦原中国の主とせむと欲す。……時に高皇產靈尊、真床追衾を以ちて、皇孫天津彦火瓊杵尊に覆ひて降りまされしむ。

【第九段一書第一】天照大神、天稚彦に勅して曰はく「葦原中国は是吾が児の王たるべき地なり……」既にして天照大神、思兼神の妹万幡豊秋津媛命を以ちて、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊に配せて妃とし、葦原中国に降らしめたまふ。……時に天照大神、勅して曰はく「若し然らば、方に吾が児を降しまつらむ」とのたまふ。且に降りまさむとする間に、皇孫、已に生れたまふ。号けて天津彦火瓊杵尊と曰す。時に奏すること有りて曰はく「此の皇孫を以ちて代へて降さむと

欲ふ」とのたまふ。故、天照大神、乃ち天津彦火瓊杵尊に、八坂瓊曲玉と八咫鏡・草薙剣、三種の宝物を賜ふ。……

【第九段一書第二】天神、経津主神・武甕槌神を遣して、葦原中国を平定めしめたまふ。……是に経津主神・武甕槌神、還昇り報告す。時に高皇產靈尊、乃ち二神を還遣し、大己貴神に勅して曰はく……是の時に天照大神、手に宝鏡を持ち、天忍穗耳尊に授けて、祝きて曰はく「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、吾を視るが猶くすべし……」。……則ち、高皇產靈尊の女、万幡姫と号すを以ちて、天忍穗耳尊に配せ妃として降らしめたまふ。故、時に虚天に居しまして児を生みたまふ。天津彦火瓊杵尊と号す。因りて此の皇孫を以ちて、親に代へて降らしめむと欲す。……故、天津彦火瓊杵尊、日向穗日の高千穂峰に降到り……

【第五段本文】大日靈貴と号す（……一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈尊といふ）。

神武紀（卷三）

（神日本磐余彦天皇）諸兄と子等に謂りて曰はく「昔、我が天神、高皇產靈尊・大日靈尊、此の葦原瑞穂国を挙りて、我が天祖彦火瓊杵尊に授けたまへり……」。

さきほど見た第九段本文で、葦原中国の平定と皇孫の降臨を指揮していたのは、本文では、いつのまにか誕生していたタカミムスヒ一神であった。それが卷三の神武紀に至って、神武の発言に「高皇産靈尊・大日靈尊」云々とあることが本文として合理的な繋がりを持たない。神代卷の本文中では、オホヒルメは、葦原瑞穂国の統治に関して何らの発言も、行動もしていない。第九段の一書第一ではアマテラス一神が葦原中国の平定から皇孫の降臨までを司令しており、また同じく一書第二ではタカミムスヒ・アマテラスの双方が司令神として活動しており、そのアマテラスは第五段本文中の「一書」でオホヒルメの亦の名であると説明されている。これら一書群の情報を総合すれば、神武の発言の整合性を理解することが出来る。そうでなければ、神武が祖先についての誤った認識を持っているとしなければならぬが、そこに『日本書紀』の意図を読み取ることが難しい。

卷三以降の歴代天皇の巻において、基本的には、一本の「通史」が展開するが、それは神代卷の本文と一書群の内容を総合したところから始まるということが、神武紀冒頭におかれた神武の発言として表明されているのではないだろうか。

以上のように、本文中心に「通史」を記す神代卷につい

て、本文と相容れない内容を伝え、いつぼうで本文の通読に不可欠で、「通史」において有効な一書群を含むテキストとしてどう理解するかが問題なのである。

四 神代卷における本文の選定

つぎに「通史」としての神代卷本文の選定について考える。まず国作りの理念である。

第一段本文と第四段本文

古に、天地未だ割れず、陰陽分れず。(第一段)

乾坤の道、相参りて化る。所以に此の男女を成す。(第三段)

陽神は左より旋り、陰神は右より旋りたまふ。(第四段)

陰陽始めて遵合し夫婦と為りたまふ。(第四段)

【第一段一書第四】高天原に生れる神、名けて天御中主神と曰す。次に高皇産靈尊……

【第四段一書第二】天神、伊奘諾尊・伊奘冉尊に謂りて曰はく「豊葦原千五百秋瑞穂の地有り。汝往きて脩すべし」とのたまひて、迺ち天瓊戈を賜ふ。

第五段本文

伊奘諾尊・伊奘冉尊共に議りて曰はく、「吾已に大八洲国と山川草木とを生めり。何ぞ天下の主者を生まざらむ」とのたまふ。共に日神を生みたまふ。大日靈貴と号す(……

一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈尊といふ。此の子光華明彩しく、六合の内に照り徹る。故、二神喜びて曰はく「吾が息多しと雖も、未だ此の若く靈異しき兒有らず。久しく此の国に留むべからず。自当に早く天に送りて、授くるに天上の事を以ちてすべし」とのたまふ。

第六段本文

是に素戔鳴尊、請ひて曰さく「吾今し教を奉りて根国に就りなむとす。故、暫く高天原に向ひ、姉と相見えて、後に永に退りなむと欲ふ」とまをす。

第七段本文

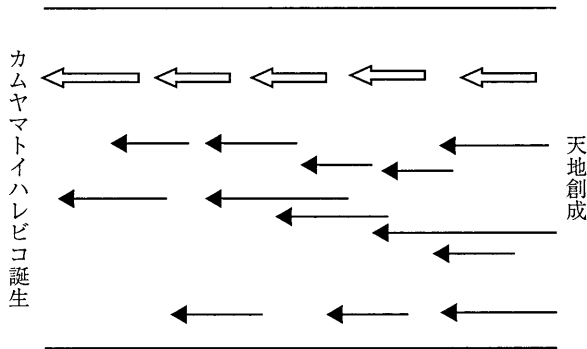
天照大神驚動き、梭を以ちて身を傷ましめたまふ。此に由りて発慍りて、乃ち天石窟に入りまし、磐戸を閉して幽居す。故、六合の内、常闇にして、昼夜の相代も知らず。

神野志隆光^⑤が説く通り、『日本書紀』本文は陰陽二元論によって開始される。第一段から第四段にかけて、イザナキ・イザナミは「陽神」「陰神」として陰陽二元素の体现者として活動する。続く第五段で二神は「何ぞ天下の主者を生まざらむ」と発言する。「天下の主者」の決定は神代巻の重要なテーマだが、二神は特別な靈異を持つ日神を「天下」ではなく「天上」に送り、以後、陰陽二神がこの

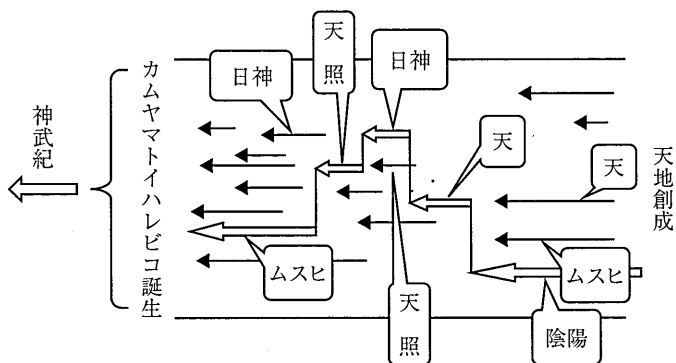
重要なテーマに関わることはない。その後は、第六段で、本文では初出の「高天原」という世界が現れ、第七段において「高天原」のアマテラスの照明力が確認され、その子孫が葦原中国に降臨して統治者となっていくという具合に、『古事記』と同様の展開を見せる。陰陽二元論で始まりながら、「高天原」が主導する国作りへと、本文中で国作りの理念が変更されているように見える。

ここでも、かつての一書の情報が本文の違和感・唐突感の解除に一役買っている。「高天原」の存在は、第一段一書第四などで示され、「天神」主導の国作りについては第四段一書第一にあつた。本文では第九段でいきなり司令神として初登場するタカミムスヒが、第一段一書第四で「高天原」に成つたとされ、第八段一書第六で「天神」であると示されていたことは先に指摘した通りである。異伝としての一書の中だけにあつた理念が、ある段から本文に採用されて、「通史」の表舞台に出てきたということになる。

また、神代巻編纂時の資料に「日神系」「アマテラス系」の二系統があつたことが、北川和秀^⑥によって明らかにされた。アマテラス系と日神系のどちらにするか、段ごとに選定が行われ、第五段では本文が日神系で、一書にアマテラス系があり、第六段では本文がアマテラス系に変わり、一書にはアマテラス系・日神系の両方があるといった具合で



〈図2〉本文を中心とした神代巻の構造



〈図3〉諸系統の伝承の間を渡る本文

※イメージ図であり、実際の段数や一書の数を反映したものではない。

(図の凡例)

↩…神代巻本文の文脈

←…一書

陰陽…陰陽二元論

天照…天照系

日神…日神系

ムスビ…タカミムスビ系

ある。

以上、述べてきたことを簡単に図示すると上記のようになる。図2は、本文を中心とした神代巻の構造で、たとえば、第八段から第九段への本文の断絶は、一書群の情報によって「何となく繋がる」仕組みになっている。一書は本文の内容と相容れないものを含むから、それらを全面的に信じれば本文が成り立たなくなるため、あくまで「何となく」である。ただ、一書の内容が頭の片隅にあれば、「そういえばアマテラスも降臨を指令していたと書いてあった」とか、「オホナムチは大国主神だ」と書いてあった」という程度の参考資料として、本文が繋がるというイメージである。

図3には、本文そのものが、各系統の伝承を繋いで構成されていることを示した。陰陽二元論が、いつか「天」主導になり、日神系がアマテ

ラス系に変わるなど、それまで一書の中だけにあった要素が、本文に現れることがある。本文そのものが、各系統の伝承を総合する形で構成されていて、それが一本化されて神武紀へと続く。本文の段差は、図2における本文の切れ目に相当する。

本文と一書群とが、〈建国神話〉の常識の範囲内を大きな川のように流れ、段落ごとに、本文と一書は「主文脈」「副文脈」として併行しているようなイメージである。

まとめ

神代巻は本文を軸に「通史」を記している。段ごとに配された一書群は、本文とは異なる説を唱えており、本文と一書群を全て同時に認めることは出来ない。ただ、一書群の情報が本文の理解に欠かせないこともあり、それは巻三の神武紀にまで及ぶ。神武紀以降の基本的に一本化された「通史」も、神代巻の本文と一書群とを併せて受け止めた上に成り立っており、『日本書紀』における一書の有効性は明らかである。「本文と相容れない一書」しかも「本文に対して有効な一書」があることの意味を問わねばならない。

神代巻の本文は、複数あった〈建国神話〉の諸伝を資料として、段ごとに選定されている。例えば、段ごとに日神

系、アマテラス系がそれぞれ採用されている。

一書を列挙するだけでなく、複数の系統を横断するように本文を繋ぐところからは、首尾一貫した文脈を構成する以上に、より総合的な〈建国神話〉であることを旨とした編纂意図を認めることが出来るだろう。

この先に、なぜ総合的な〈建国神話〉が必要だったかという議論が必要になるだろう。そもそも、国家の〈歴史〉を一本化した神武紀から始めず、神代から説いた意図はどこにあったのか。共同体を形成、維持していた本来の神話の力がいまだ有効であった時代に、国家の存在を擬制の共同体として説明しようとしたところに〈建国神話〉が作られ、そこから多くの異伝が生じた。神代巻には、例えば、ウケヒによって生まれた三女神につき、

第六段本文：筑紫の胸肩君等が祭れる神、是なり。

同一書第三：宇佐島に降り居さしめたまふ。……此、

筑紫の水沼君等が祭る神、是なり。

と、同族関係にあるとは思われるものの、名前の異なる氏族の影響下にあったと思いき諸伝が散見し、また、イザナミをめぐっては、

第五段一書第五：故、紀伊国の熊野の有馬村に葬りま

つる。土俗、此の神の魂を祭るには、花の時には亦花を以ちて祭る。又、鼓・吹・幡旗を用ちて、歌舞

ひて祭る。

のように、伝承が地方に伝わり、地方色を色濃く反映した
ものがある。

「通史」としての一つの本文を定める必要はあったが、
《建国神話》を広く有効なものにするために複数の系統を
総合することが重要で、そのための有効な手段として、段
を区切り、段ごとに本文を定め、異伝を配していく方法が
採られたのではないだろうか。

注

- (1) 拙稿「神代紀の構造」(『国語と国文学』八七一、二〇一〇年十一月)、「神代記・紀の相関性について」(『國學院雑誌』一一二、二〇一一年十一月)、「神代記・紀の〈読み〉方を考える」(『文学』一三一、二〇一二年一月)、「神話で読みとく古代日本」(ちくま新書、二〇一六年) 参照。
- (2) 本稿で引用した『日本書紀』の訓読文は、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注訳、新編日本古典文学全集『日本書紀』1(小学館、一九九四年)を基本とする。傍線・括弧内注は筆者が施したものである。
- (3) 「神から人への系統史―『先代旧事本紀』の構想と構成―」(工藤浩編『先代旧事本紀論』花鳥社、二〇一九

年) 参照。

- (4) 岡田莊司校訂『兼俱抄 日本書紀神代卷抄』(吉田叢書、一九八四年) による。
- (5) 神野志隆光『古事記の世界観』(吉川弘文館、二〇〇八年)
- (6) 北川和秀「古事記上巻と日本書紀神代巻との関係」(『文学』四八、一九八〇年五月)